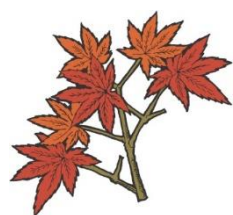


# 望月綜合法務事務所便り

連絡先：〒612-8411  
京都市伏見区竹田久保町2番地  
TEL：(075)644-9252  
URL：http://www.office-mochizuki.com



## 令和7年4月保育所入所 申込み分就労証明書記載 の留意点

### ◆「落選ねらい」問題に対 応

9月30日に就労証明書の  
新様式が定められ、10月1  
日より申込み受付が順次開  
始されています。

保育所の4月入所申込み  
については、育児休業を延  
長する目的で競争率の高い  
ところに申し込んだりする  
「落選ねらい」が問題視さ  
れ、対応が求められていま  
した。

### ◆様式の変更点

新様式では、次の5つの  
記載欄が追加されました。

- ① 入所内定時育休短縮可  
否
- ② 育休延長可否
- ③ 単身赴任期間（予定を  
含む）
- ④ 備考欄
- ⑤ 保護者記載欄（児童  
名、生年月日、施設名、  
利用・申込み状況に関す  
るチェック欄）

また、自治体によっては  
夜勤に関する状況を別紙で  
提出することができ、就労

証明書と同様に企業に記載  
を求めているところもあり  
ます。

### ◆育児休業給付金の支給期 間延長の要件と手続きも見 直し

上記の「落選ねらい」対  
策として、令和7年4月1  
日からは育児休業給付金の  
支給期間の延長手続きも見  
直しされ、従業員が記載する  
申告書と保育所等の利用申  
込書の写しも、ハローワー  
クに提出することとなります。

また、支給要件として、  
市区町村に申し込んだ内容  
が、速やかな職場復帰のた  
めに保育所等における保育  
の利用を希望しているもの  
であると公共職業安定所長  
が認めるものであること  
も、必要となります。

令和7年4月1日以後に  
育児休業に係る子が1歳に  
達する場合または1歳6カ  
月に達する場合に適用され  
ますので、該当する育児休  
業取得者に案内しておく  
とよいでしょう。

【官報（令和6年9月30日  
号外第227号）「子ども・子  
育て支援法施行規則の一部を  
改正する内閣府令（令和6年  
内閣府令第84号）】  
<https://kanpou.npb.go.jp/20240930/20240930g00227/20240930g002270004f.html>

【雇用保険法施行規則の一部  
を改正する省令（令和6年厚  
生労働省令第47号）】  
[https://laws.e-gov.go.jp/law/350M5000200003/20250401\\_506M60000100047?tab=compare](https://laws.e-gov.go.jp/law/350M5000200003/20250401_506M60000100047?tab=compare)

## 10月からの厚生労働省 関係の主な制度変更

厚生労働省は、令和6年10  
月から適用されている制度  
変更のうち主要なものをま  
とめ、webページに掲載して  
います。

### ◆被用者保険（厚生年金保 険・健康保険）の適用拡大

短時間労働者への被用者  
保険の適用について、企業規  
模要件が引き下げられ、現在  
の従業員数100人超から50  
人超となります。

賃金要件（月額8.8万円以

上）、労働時間要件（週労働  
時間20時間以上）、学生除  
外要件については現行のまま  
とし、勤務期間要件（現行1  
年以上）については実務上の  
取扱いの現状も踏まえて撤  
廃し、フルタイムの被保険者  
と同様の2か月超の要件を  
適用することとします。

### ◆労働関係 最低賃金額の 改定

都道府県ごとに定められ  
ている地域別最低賃金が改  
定されます。時間額にして50  
円から84円の引上げで、最  
も時間額が高いのは東京都  
の1,163円、最も低いのは秋  
田県の951円となりました。

全国加重平均は1,004円か  
ら1,055円へ上昇します。51  
円の引上げは、昭和53年度  
に目安制度が始まって以降  
で最高額です。

### ◆雇用関係 教育訓練給付 の拡充

専門実践教育訓練給付金  
について、教育訓練の受講後  
に賃金が上昇した場合、現行  
の追加給付に加えて、さらに  
受講費用の10%（合計80%）  
を追加で支給します。

特定一般教育訓練給付金  
について、資格取得し、就職  
等した場合、受講費用の10%  
（合計50%）を追加で支給し

ます。  
対象となるのは、雇用保険  
被保険者および離職後1年  
以内の雇用保険被保険者だ  
った者です。

被用者にかかる手続きや  
賃金に関わる重要な変更が  
重なっています。十分な説明  
を行い、必要に応じて社内規  
程を見直すなど、従業員に周  
知しましょう。

【厚生労働省関係の主な制度  
変更（令和6年10月）につい  
て】  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_43327.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43327.html)

## 11月の税務と労務の手續 期限【提出先・納付先】

### 11日

- 源泉徴収税額・住民税特  
別徴収税額の納付 [郵便  
局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取  
得届の提出<前月以降に  
採用した労働者がいる場  
合>  
[公共職業安定所]

### 15日

- 所得税の予定納税額の減  
額承認申請書(10月31日  
の現況)の提出 [税務署]

### 12月2日

- 個人事業税の納付<第2  
期分> [郵便局または銀  
行]
- 所得税の予定納税額の納  
付<第2期分> [郵便局  
または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付  
[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告  
書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納  
付・納付計器使用状況報  
告書の提出 [公共職業安  
定所]
- 外国人雇用状況の届出  
(雇用保険の被保険者で  
ない場合)<雇入れ・離職  
の翌月末日>  
[公共職業安定所]

## 弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管  
理、給与計算、各種許認可申  
請、民事・家事事件、就業規  
則見直し、労基署・年金事務  
所の調査の立会い等につい  
て、ご不明な点やご質問はお  
気軽にお問い合わせ下さい。